

## エネルギー施策に関する提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 長期エネルギー需給見通しにおいて示された電源構成を実現するため、早期に実効性ある施策を講じること。
2. 再生可能エネルギー等の導入促進
  - (1) 再生可能エネルギー等の導入促進や省エネルギー化の推進については、支援制度の拡充など施策を充実するとともに、必要な財政措置を講じること。
  - (2) 一般家庭への再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するため、支援制度を拡充すること。
  - (3) 中山間地域等の再生可能エネルギーの導入を促進するため、関係法令等における要件緩和を行うとともに、必要な支援を行うこと。
  - (4) 再生可能エネルギーの導入を促進するため、固定価格買取制度については、地域の実情を勘案し、調達価格と調達期間等の適正な運用に努めること。
  - (5) 次世代自動車の普及を促進するため、必要な施策を講じること。

また、バイオディーゼル燃料を利用した自動車の普及を促進するため、燃料供給施設普及に対する財政措置やバイオディーゼル燃料の利用促進に向けた支援策を講じること。
  - (6) 新たなエネルギー資源として注目されているメタンハイドレートの実用化を強力に推進すること。

また、水素社会の早期実現のため、インフラ整備など必要な施策を講じること。
3. 災害時においてもエネルギーを安定供給するため、必要な体制を整備するとともに、都市自治体が取組む燃料供給体制の構築に対し、財政措置を講じること。
4. 石油化学コンビナートの競争力の強化及び災害時における安全性の確保を図るため、必要な支援策を講じること。
5. 電源立地地域対策交付金等については、対象施設や地域を拡充するなど弾力的に

活用できるよう、制度を改善すること。

なお、水力発電施設周辺地域交付金相当分は、制度の恒久化を図るとともに、交付限度額等の拡充及び事務手続を簡素化すること。

6. 亜炭廃坑に起因する鉱害から地域住民の安心・安全な暮らしを確保するため、危険個所の調査や陥没防止対策について、財政措置を講じること。